

新潟市特別職報酬等審議会
会長 古川兵衛 様

次回、1月28日の第2回新潟市特別職報酬等審議会は都合により欠席させていただきますが追加の意見等をお届けいたします。
審議会の議論に加えて頂きましたら幸いです。

- 1、審議事案について 1件
ア、議員報酬について

- 2、審議事案以外について 2件
ア、会議概要から会議録に変更することについて
イ、会議資料の事前配布について

平成27年1月19日
特別職報酬等審議会委員
岩橋茂夫

1、審議事案の意見

ア、議員報酬について

現状の報酬月額、市長(1163千円)、議長(778千円)で、385千円の差、年間では期末手当を含め5983千円の差があります、両者とも2元代表制のもと直接選挙で選ばれていること、市長の事務執行をチェック及び評価する機能として同等の責務と市民の期待を担っていることから、これだけの差額があっても良いか疑問、将来に向け増額の方で検討することが必要であると考えます。

それに向け、議会は更なる議会改革（民意の反映、透明性、会派運営の透明性など）と、特に議長は議会を総括して議会改革を推進して、市民に対し情報公開と強いメッセージを発信し、民意の反映した議会運営を構築し市民の評価を得られることに期待します。

2、審議事案外の意見

ア、 会議概要から会議録に変更することについて

会議録作成に難色を示す委員がいましたので再度意見をお届けし理解を得たいと思います。

- ① 当市では100ほどの付属機関の審議会がありますが、非公開の審議会以外はほとんど会議録を作成公開しています（情報公開を遵守）
- ② 新潟市自治基本条例〈新潟市の市政運営の基本となる条例〉や新潟市情報公開条例の定めている理念からすると会議録が適切である
- ③ 情報公開の面から、委員の多様な意見、議論の様子を市民に公開することが重要で審議会の透明性、合理性を担保しなければなりません。

イ、 会議資料の事前配布について

付属機関（審議会等）の運営指針では、会議資料については、会議当日に十分な審議が出来るように事前配布をする事が定めています。

今回は、事前配布はしたものの、会議開催の4日前に郵送配布しています、少なくとも1週間以上10日前に配布していただきたい。

行政資料は民間事業者や一般市民にはなじみが薄く、1～2回見ても十分理解できないのが実情です。

このたびの会議でも質問が出ない、意見が出ない状況、また今日は判断がつかない、などの意見が出ましたがその実態を表しているように思います、次回からは余裕を持って配布して頂きたくお願い致します。